

# 財務諸表論の「理論」って？

税理士試験の財務諸表論では、100点満点のうち半分の50点が「理論」、すなわち論述問題として出題されます。

みなさんが日商簿記で学習している論点に「減価償却」があると思いますが、問題を解くときに「なぜ減価償却費を計算する必要があるのかな？」って考えたことはありませんか？

財務諸表論の理論の授業では、そのようにみなさんが無意識に計算している論点に対して「なぜ、こんなことをするのだろうか？」と考え、説明できるようになってもらえるように、会計学の知識レベルを上げていくこととなります。

## 減価償却って、なぜするの？

もちろん、減価償却は適正な期間損益計算を目的として行われるわけですが、減価償却の効果として「自己金融効果」というのがあります。

さて、自己金融の説明をする前に費用の分類について考えてみます。

費用の分類は、様々な角度で行われますが、ここでは

- 1、支出を伴う費用
- 2、支出を伴わない費用

に分けてみましょう。

(例1) 交通費（支出を伴う費用）

現金	1,000	売上高	1,000
交通費	300	現金	300
利益	700	現金残	700

(例2) 減価償却費（支出を伴わない費用）

現金	1,000	売上高	1,000
減価償却費	300	減価償却累計額	300
利益	700	現金残	1,000

※ 利益の額全額を配当や税金として社外流出させた場合、支出を伴わない費用のほうは現金が減価償却費相当額（300）企業内に残ることになります。

(例) 車両、取得原価 1,000 円、定額法、残存価額 10%、耐用年数 3 年、直接法で記帳、耐用年数終了時に簿価の 100 円で売却

	仕 訳	現金留保累計額
1 年目	減価償却費 300 / 車両運搬具 300	300
2 年目	減価償却費 300 / 車両運搬具 300	600
3 年目	減価償却費 300 / 車両運搬具 300	900
売却時	現 金 100 / 車両運搬具 100	1,000

※ 耐用年数終了時に再取得できるだけの現金が蓄積されることになります。

他に「支出を伴わない費用」ってどんなものがありましたか？

貸倒引当金繰入、というのもありましたよね。

<参考> 理論テキストの抜粋

### 4-4-3 減価償却 ★★☆☆

#### <理解&暗記>

##### 1、意義

減価償却とは、**適正な期間損益計算**を達成するため、**費用配分の原則**に基づき原価主義の原則により決定された有形固定資産の**取得原価**を当該資産の耐用期間にわたり費用として配分する会計手続きである。

適正な期間損益計算を達成するためには、減価償却は**所定の減価償却方法**に基づき**計画的・規則的**に行わなければならない。このような減価償却を**正規の減価償却**という。

##### 2、目的

減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行うことで、**適正な期間損益計算を達成すること**である。

##### 3、効果

###### (1) 固定資産の流動化

固定資産取得のために投下され固定化されていた資金が、減価償却の手続きにより、正常営業循環基準の適用資産である現金または営業債権として回収されるため、固定資産が流動化することになる。

###### (2) 自己金融

**減価償却費は支出を伴わない費用**であるので、当該減価償却費相当額が耐用年数に渡り企業内に留保され続け、耐用年数満了時には再取得のための取替資金の留保がはかられる。

#### **条文** 企業会計原則 貸借対照表原則五

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。

#### **条文** 連続意見書 第一・二

減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行なうことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない。利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、右に述べた正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである。

## 減価償却にはなぜ複数の方法があるの？

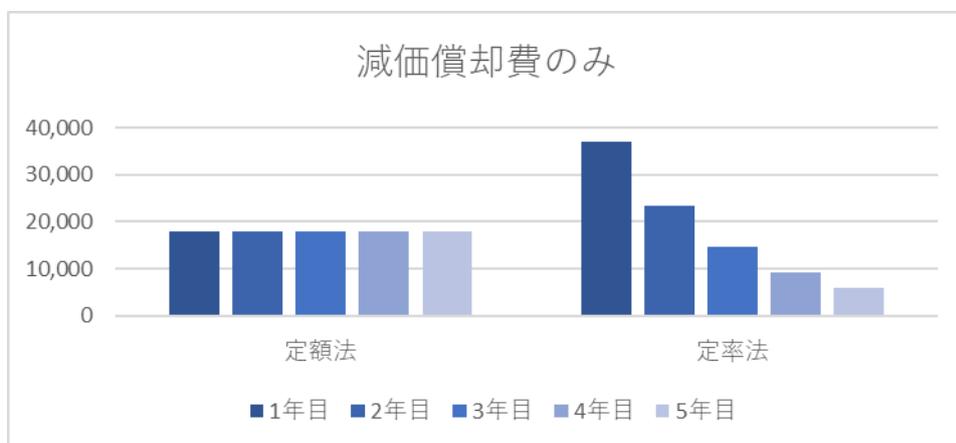
なぜ有形固定資産には、定額法、定率法といったように複数の方法が存在するのでしょうか？

(例) 取得原価 100,000 円、残存価額 10%、耐用年数 5 年、定額法償却率 0.200、定率法償却率 0.369  
※ 計算がややこしくなるので、平成 19 年 3 月 31 日以前取得と仮定し、定率法における保証率等は考慮外とします。  
※ 備忘価額もないものとします。

上記の(例)における定額法での減価償却費と定率法での減価償却費は、以下のようになります。

定額法の場合		定率法の場合
18,000	1 年目	36,900
18,000	2 年目	23,284
18,000	3 年目	14,692
18,000	4 年目	9,271
18,000	5 年目	5,850

棒グラフにするとこんな(↓)感じ。



でも、みなさんが実際に生活していく中で、年によって費用の額が変わるのは、人生の計画を立てにくくないですか？

なんで有形固定資産には定率法なんて、減価償却費が一定とまらない方法が用意されているのでしょうか。

みなさんの身の回りの有形固定資産って「有形」である以上、壊れることがあると思います。壊れたとき、どうしますか？買い換える方もいらっしゃる、修理する方もいらっしゃるでしょうね。ここで、もし修理をしたら修繕費という費用が発生します。

ただ、みなさんが有形固定資産を購入したとして、買ってすぐ壊れたりすることはあまりないですよ。ふつうは使えば使うほど、いろんなところにガタがきて壊れていくと思います。つまり、修繕費は、耐用年数の終わりに近づけば近づくほど増えていく費用といえます。

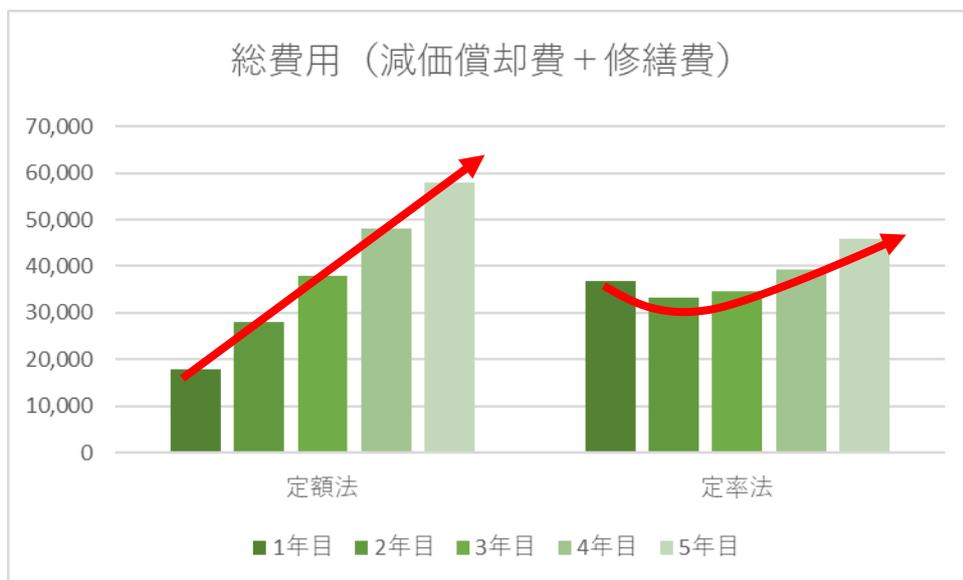
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
修繕費	0	10,000	20,000	30,000	40,000

こんなかんじ

それでは、有形固定資産に関して、減価償却費+修繕費、という観点で見ましょう。

定額法の場合			定率法の場合	
減価償却費のみ	減価償却費+修繕費		減価償却費+修繕費	減価償却費のみ
18,000	18,000	1年目	36,900	36,900
18,000	28,000	2年目	33,284	23,284
18,000	38,000	3年目	34,692	14,692
18,000	48,000	4年目	39,271	9,271
18,000	58,000	5年目	45,850	5,850

グラフにしてみます。



このように、減価償却費+修繕費で考えると、定率法のほうが毎期の費用負担が平準化されてきます。

#### 4-4-4 減価償却の方法 ★★★

##### <理解&暗記>

###### 期間を配分基準とする方法

###### 1、定額法

定額法とは、固定資産の耐用期間中、**每期均等額の減価償却費**を計上する方法である。定額法は、**每期均等額の減価償却費**を計上する方法であることから、**計算が簡便で安定した取得原価の期間配分ができる**。しかし、**維持修繕費が逡増する耐用年数の後半には費用負担が増大してしまう**。

###### 2、定率法

定率法とは、固定資産の耐用期間中、**每期期首未償却残高（期首簿価）に償却率を乗じて減価償却費**を計上する方法である。

定率法は、耐用年数の初期に多額の減価償却費を計上する方法であることから、**投下資本を早期に回収することができ、毎期の費用負担を平準化することができる**。しかし、**取得原価の期間配分という点では必ずしも合理的とはいえない**。

###### 3、級数法

級数法とは、固定資産の耐用期間中、**每期一定の額を算術級数的に逡減した減価償却費**を計上する方法である。

級数法は、減価償却費が算術級数的に逡減する方法であることから、**毎期の費用負担を平準化することができる**。しかし、**取得原価の期間配分という点では必ずしも合理的とはいえない**。

###### 生産高を配分基準とする方法

###### 4、生産高比例法

生産高比例法とは、固定資産の耐用期間中、**每期、その減価償却資産の生産量又は使用量に比例した減価償却費**を計上する方法である。

生産高比例法によると、**生産高（収益）とそのコスト（費用）の対応が合理的に行われるが、適用資産が鉱業用設備・航空機・自動車等に限られてしまう**。

##### 条文 企業会計原則 貸借対照表原則五

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の方法によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。

定額法		定率法
① 計算が簡便 ② 安定した原価の期間配分が可能	長所	① 投下資本の早期回収が可能（保守主義の観点） ② 維持修繕費が耐用年数の後半になって逡増した場合でも費用負担の平準化がはかれる。
① 維持修繕費が耐用年数の後半になって増える場合は費用負担の平準化ができない。	短所	① 取得原価の安定配分の観点からは合理性がない。